
【研究ノート】

ロシアのウクライナ侵攻はなぜ経済制裁では止められないのか ——戦略論から見た駆け引きのツールとしての経済制裁の機能分析——

山本 哲史

<要旨>

経済制裁は戦争を阻止できるのか。開戦前の抑止の局面、開戦後の休戦の働きかけ、いずれにしても経済制裁にはどのような機能が期待できるのか。このことを2022年2月に開始されたロシアによるウクライナ侵攻を題材に論じる。

これに際して本稿は経済制裁そのものの効果を問うというより、戦略論の立場からの議論を行う。すなわち敵対的環境における相互作用の連鎖を意識した状況認識に基づき、コミットメント術やフォーカル・ポイントといった戦略論の概念を用い、駆け引きのツールとしての経済制裁の機能に注目する。

危機の段階において経済制裁が威嚇として機能することは学術的には証明されていない。他方、戦略論において重要な意味を与えられているフォーカル・ポイントの形成には大きな役割を果たすことが推論される。特に今回の戦争でロシアが緒戦において狙った短期決戦については、経済制裁の予告により牽制された面があると考えられ、ただし軍事的威嚇が適当な形で加わっていなかったがために逆に侵攻の契機になってしまったと考えられる。

なお、本稿における状況認識的な記述は特に断りのない限りいずれも2023年8月末時点でのものである。

はじめに：戦略論から見た事態の「予測」

平時における取組とは別に、いざ危機の段階¹に突入した際には、強制力を用いて

1 危機発生前の「選択フェーズ」と危機発生後の「紛争フェーズ」の分類に基づき、一般抑止 (general deterrence) と緊急抑止 (immediate deterrence) の課題の差異を危機管理 (crisis management) の議論において明確化したのはパトリック・モーガン (Patrick Morgan) であり、以来、今日までに各種先行研究においても当然というほど普及した考え方になっている。Patrick Morgan, *Deterrence: A Conceptual Analysis* (Sage Publications, 1977); このことを国際社会で観察される現実と「経験的に (empirical)」合致することを強調し明確にモデル化したのはジェームス・フィアロン (James Fearon) である。James Fearon, "Selection Effects and Deterrence," *International Interactions*, vol. 28 (2002), pp. 5–29.

威嚇をかけ、相手方の意図を挫こうとする取組が注目されてきた。トマス・シェリング (Thomas Schelling) に代表される戦略論の基礎を成す問題関心の焦点はそこにある²。戦争を止める文脈で防御側から見た場合に、いわゆる強要 (compellence) と抑止 (deterrence) をめぐる議論は、侵攻側に対し防衛側が様々な心的揺さぶりをかけることでその侵攻の意図を挫こうとする特徴や効果、工夫を問うことになる³。

この観点から経済制裁 (economic sanction) を見る場合に、どこにどのような着眼を行うべきなのか。ウクライナ戦争をめぐって交わされる各種の評論のうち、とりわけ経済制裁を扱う議論を題材に、強要や抑止の働きかけにおける駆け引きとは本質的には如何なるものかを戦略論の先行研究を踏まえて本稿は探る。経済制裁そのものの機能や効果というより、経済制裁を駆け引きのツールとして用いることの要訣を論じるものである。

なお、本稿における状況認識的な記述は特に断りのない限りいずれも2023年8月末時点でのものである。

まず、経済制裁の効果に関する研究の学界動向についてみてみる。経済制裁を研究する分野の全体像について誤解を恐れずに大掴みに言えば、先行研究の流れのなかでは経済制裁は強制の手段としては有効性が期待できない、という見方が実証的にも理論的にも有力視されてきている⁴。強制の効果をマクロ的に見る場合、計量的手法によって有効性は3割程度と結論付けるゲーリー・ハフバウアー (Gary Hufbauer) らによる研究が知られ⁵、これに対しては計量の前提となる数え方に問題があると指摘するロバート・ペイプ (Robert Pape) らによって疑問が投げかけられた⁶。その後、コストを多角的に見る提案や⁷、誰に対するコストであるかといったことが研究においても問われるようになり⁸、さらにはそのコストが被制裁国の民衆に対する過酷な負担を背負わせることになる一方、体制変革どころか現政権の体制をむしろ強めるような逆効果さ

2 ゲーム理論の基礎を築いたノイマンは、「(本稿は) n 人が何がしかの戦略ゲーム (a given game of strategy) に参加しているとき、最大利得 (a most advantageous result) を得るために如何なる手を打つべきか」を論じるものと述べる。すなわち戦略の原点は相対比較可能な利得を巡る争いにおける「手」と言える。John von Neumann, "On the Theory of Games of Strategy," *Contributions to the Theory of Games (AM-40)*, Volume IV (Princeton University Press, 1959), pp.13-42. (同稿は1928年にドイツ語で発表した原稿の英訳であり、ルーツはさらに遡ることになる。)

3 Thomas Schelling, *The Strategy of Conflict* (Harvard University Press, 1960).

4 Manuel Oechslin, "Targeting Autocrats: Economic Sanctions and Regime Change," *European Journal of Political Economy*, vol. 36 (2014), pp. 24-40.

5 経済制裁の効果に関する古典とも言われる研究において、1914年から1990年の成功例を34%と数えるものの、明確に成功と言えるケースは稀であるとも述べている。Gary Hufbauer et al., *Economic Sanctions Reconsidered: History and Current Policy* (Institute for International Economics, 1990), pp. 92-93.

6 Robert Pape, "Why Economic Sanctions Do Not Work," *International Security*, vol.22 (1997), pp. 99-101.

7 たとえば David Baldwin, *Economic Statecraft* (Princeton University Press, 1985), pp. 134-138.

8 意思決定の中核や政治的有力者に制裁を限定する、いわゆる「スマート・サンクション」の効果に注目した研究はこの一例。

え導かれているといった批判的視点⁹が加わるものの、コスト賦課の損得勘定が経済制裁の実効性を支配しているという理解自体は依然として通説的に当然視されてきた¹⁰。

特に危機の段階における強制（強要・抑止を問わず）の局面で経済制裁が有効に機能したことを実証する研究は管見の限り見当たらない¹¹。コスト賦課が被制裁者の行動を手控えさせるであろう、というのは大きな共通の願望としては存在しているとしても、意思決定の要素や状況が複雑かつ同時並行的に変化する駆け引きと相互作用の連鎖の状況においては、計量的な研究手法の視野自体にも限界がある。

また、そうした学界状況（経済制裁の有効性を明確にした研究はないこと）に対する実務の無関心と、一方で、実務が関心を示すのは主として国内政治であることを指摘する批判的研究が提出されてきた¹²。こうして、いずれにしても危機の段階における経済制裁の有効性を特に抑止メカニズムの部分で明確にした研究は存在していない（存在しないと断言するのは科学的態度ではないが、本稿の文脈に必要な限りで便宜上単純化しそのように整理することになっている）。

他方、ウクライナ戦争をめぐる各種評論のなかには、経済制裁はコスト賦課のシグナリングの次第で戦争を止められるとする議論もある。本稿では、こうした見解に対し戦略論の視野からは如何なる評価が妥当かを考察し、ひいては経済制裁の駆け引きのツールとしての用い方に注目する。

つぎに、戦略論と計量系の先行研究についてみてみる。上記のように、経済制裁そのものを研究する立場からは、経済制裁によって被制裁国の経済や国民生活にダメージを加えることの成功と失敗事例の数え方、コストの程度や多様化の分析に力を注いできた一方、関係国の思惑や駆け引きに関する議論は欠落している。

この点、戦略論は駆け引きを研究対象として重視する¹³。本題に入る前に、この点に関する本稿の基本的立場を概説しておく。安全保障戦略は防衛（生存）を追求するも

9 この点、例えば経済制裁の対象となる現体制に対する体制変革を被制裁国の国民は期待されるも、そのために必要な集団行動を組織することが容易ではないことを指摘するものとして、Mancur Olson, *The Logic of Collective Action: Public Goods and the Theory of Groups* (Harvard University Press, 2009)。

10 このメカニズム理解のみに特化することに対し批判的な立場もある。Daniel Drezner, *The Sanctions Paradox* (Cambridge University Press, 1999)のほか、阪本拓人「経済制裁の有効性を規定する多様な論理—利害の錯綜に注目したタイポロジーの分析—」『国際安全保障』33巻1号（2005年）89-109頁。

11 経済制裁が何らかの政治的目的の達成に寄与したことはあるとしても、パイプによる研究において指摘されるような比較的軽微なものに限られる。例えば1933年に英国人スパイ6名の解放要求にソ連を応じさせたケースなどである。Pape, "Why Economic Sanctions Do Not Work," p. 103.

12 Cass Sunstein, "Terrorism and Probability Neglect," *Journal of Risk and Uncertainty*, vol. 26, no. 2-3 (2003), pp. 121-136.

13 Manuel Lafont Rapnouil, "Signal, Constrain, and Coerce: A More Strategic Use of Sanctions: Sanctions are not a Strategy by Themselves, but a Tool to be Adapted to Circumstances," *European Council on Foreign Relations Commentary Essay* (2017).

のであり、形式主義や先例主義とはそもそもそりが合わない¹⁴。これまでの常識では考えられないような懸念に対しても意識し警戒することで安全を追求しようとする点に戦略の要諦はある。いわば戦略論は「もしも」を視野の中心に置いて考える点にこそ特徴がある¹⁵。

法の支配 (rule of law) を少なくとも形式的には尊重する方へ収束しつつある国際社会において、経済制裁の概念整理は一般的には国際法の枠組を意識する形で行われてきた。現代国際法は制裁を対抗措置の一種と位置づけ、他国の違法行為に対する自力救済を趣旨として認めている¹⁶。すなわち制裁は一定要件を満たせば違法性阻却事由に基づく合法的措置を慣習国際法上は構成する。制裁とは本来、他国によって既に示された態度や作為・不作為に対抗するための敵対的かつ懲罰的な手段であり、つまりはリアクションである点が重要となる(相互作用への注目)¹⁷。先行する何らかの行為や状態(あるいはその先読み)に対する反応ということになり、それが個別具体の文脈において何に対する反応なのかがまず問題になる。マクロ的かつ結果論的に事態を見るといふより、彼我の思惑や相互作用の結果の次なる状況における再びないし別様の相互作用という形での連鎖の行方を追いかけていく視座が重要になる。

こうした制裁の効果を研究対象とする分野もあり、豊富な専門知が集積されている。ただしこの制裁研究とも言える分野における知見は、一定期間の主要事例を一定の視野から分類したうえで基本的にそれらについて計量統計の観点から経済制裁の効果に関する因子分析 (factor analysis) を行うものが少なくない。制裁の発動件数に対し成功と見られる件数を数えるアプローチであり、実のところ効果やメカニズムを把握することに特化しているわけではない。

この点、本稿は物事の推移をよりミクロの視点に分解し、その相互作用の連鎖・集積によってマクロの動きが導かれるという世界観を前提に戦略を考える¹⁸。抽象的な例

14 戦略論にも様々なスタイルのものがあるが、なかでも定番とも言えるものとして例えば次を参照。John Baylis et. al., *Strategy in the Contemporary World* (7th edition) (Oxford University Press, 2022); David Jordan et. al., *Understanding Modern Warfare* (Cambridge University Press, 2016).

15 たとえばEUは経済制裁に際しては、被制裁国への武器禁輸に対して迂回路ないし抜け穴 (circumvention) を提供する国のあることが露見した場合には、「最終手段 (last resort measures)」として当該国に対する当該物品にかかる様々な禁輸措置を発動する構えのあることを強調する。European Council, *EU sanctions against Russia explained* (June 26, 2023); また、例えば長島 (2021) は「未知なる抑止」への対処は前例にない事態の想像と手法の創造にこそエッセンスがあることを強調する。長島純「新領域 (宇宙・サイバー・電磁波) における脅威との戦い」日本の抑止力とアジアの安定研究会 (編著)『日本の抑止力とアジアの安定を考える』(PHP総研、2021年) 46-53頁。

16 なお、自力救済説のほか、国際社会の秩序維持のための公的な動きとしてみる立場なども学術的には展開されてきた。

17 ウクライナ戦争に関して、米国のバイデン大統領はロシアによる侵攻直後に声明を発し、新たな経済制裁の発動はロシアに対する「懲罰 (punishment)」を企図したものであるとした。Bill Chappell, “Will Russia be kicked out of the SWIFT banking system?” National Public Radio (NPR) (Feb 24, 2022).

18 Thomas Schelling, *Micromotives and Macrobehavior* (W W Norton & Co Inc, 2006).

例えば、紙片を屋外で一定の高さから落下させる際に、どこに着地するのかを知ろうとすることを想定されたい¹⁹。風の影響を受けて流された場所とそのタイミングで、また別の風に流されることを繰り返しながら、ひらひらと宙を舞い紙片は落下するのであり、それを後から検証することはできる一方で、予測をするには空間全ての風とタイミングを網羅して取りまねばならないというようなイメージで物事の推移を見るのである²⁰。

そして本稿では、戦略とは、こうした相互作用の連鎖に分解して事態を想定する発想であるべきとの立場をとる。敵に何かを仕掛ければ、それを先読みし備え対処し、次の手を打ってくる、という流れ（敵対的環境：contested environment）を当然に想定すべき思考回路の中での戦いのあり方を問うものであり、要素還元的に特定の変数を設定した因果関係を前提にして一足飛びに結果に飛びつこうとする願望とはまるで異なる概念である²¹。象徴的には、現にロシアに対する経済制裁はルーブルの暴落を招くも、中央銀行の介入をはじめ各種の複合的な要素も相まって、暴落前の水準に戻している²²。互いが互いの次の手を先読みし、仕掛けと対処を多様に繰り返す中から結果が導かれてゆく様は、チェスや将棋などの格闘と構造的には類似し、そこにさらに複雑に外部要因（盤の外の思いもよらない事情）も関わるイメージとなる。

本稿の想定する戦略論は駆け引きを研究対象とし重視する。そのフォーマルな説明（数式によるモデル化）が本質的に困難であることから学界においてさえ普及しにくいところとなっているが、戦略論は術（art）と科学（science）の境界線上にあるこの手の駆け引きの問題の発見と定式化に腐心してきた。戦略論は学問的に確立した分野を括るものではなく、内容的に駆け引きを扱う研究は主に社会科学分野に横断的に広がりを見せ、前出のシェリングであれば駆け引きをコミットメント術やフォーカル・ポイントなどのキー概念を用いて抽象化し、経済学者として著名なジョン・メイナード・

19 複雑系については、中谷吉郎『科学の方法』（岩波新書、1958年）を参照；社会科学分野においても「将来の科学や技術開発は、様々な分野における複雑系システムの把握を必須とする」という強い問題意識で研究が継続的に取り組まれている。Philip Vos Fellman ed., *Conflict and Complexity: Countering Terrorism, Insurgency, Ethnic and Regional Violence* (Springer, 2015)。

20 こうした考え方は、複雑系が想定する世界観で言えば、鳥や魚の群れが全体として意思を持った主体のようにふるまうものと見られる点に関わる。そこには各個体間の絶え間ない相互作用と行動連鎖が基礎としてある。そのメカニズムを捨象することは、現実を見る上で意義ある抽象化とは捉えられない場合がある。国際社会を見る世界観（いわゆるリアリズムやリベラリズム）によらず、事象は個別主体の駆け引きの連鎖で全体傾向が表出する（自己組織化）という分析視点でこそ現実に即するものと考えるのが戦略論ということになろう。光辻克馬「紛争研究における複雑系思考の適用可能性—紛争連鎖モデルを軸として—」『エア・アンド・スペース・パワー研究』11号（2023年）、87-103頁。

21 こうした観点から、たとえば仮にロシアが衰退しようともその脅威はなくなるとは限らないと評論したものとして次を参照。Andrea Kendall-Taylor and Michael Kofman, "Russia's Dangerous Decline—The Kremlin Won't Go Down Without a Fight," *Foreign Affairs*, no. 12 (December 2022)。

22 ルーブルは2022年3月には暴落（1.14円、0.009USドル）を記録するも、翌月には急騰（1.62円、0.013USドル）し、2023年初頭くらいまで暴落前の水準を上回る高値を維持した。

ケインズ(John Maynard Keynes)であれば美人投票モデルを発想し、これについては現在も研究が進んでいる level-k モデルの研究を通じた駆け引きのメカニズムの抽象化が取り組まれてきた²³。

本稿はこのうちコミットメント術とフォーカル・ポイントの議論を、戦略論の視点を象徴するものとして扱う。その趣旨に好適な事例として、ウクライナ戦争の、特に危機の段階における経済制裁の予告による抑止の議論を検討する。現在進行形の事象であり、状況は変動し資料は限られるという問題はあるものの、各種評論が活発に交わされていることや、コミットメントなどのキー概念に関する動きに特徴のある事案であり、戦略論の複雑系の考え方を展開する上で好例であると考えられるためである。

1. ロシアに対する経済制裁の概要

ロシアに対する経済制裁は、欧州連合(EU)、米国、英国、カナダおよび日本という大きく五つの中核的な主体によるものとして侵攻開始(2月24日)直後から始まった。これらは、ロシアによる2014年のクリミア侵攻に関する経済制裁に上乘せする形で実施されている。

(1) 義務と自発

経済制裁は義務的なものと自発的なものに分類することがまず重要とされる。前者は国連の制度下で安全保障理事会が理事会決議によって国際法上の法的拘束力を伴うものとして指示するものであるため、諸国にはそれに従うことが求められる。言うまでもなくこの枠組での制裁はロシアが安保理常任理事国である以上実施されることはない。他方、国連安保理以外の枠組みに基づく場合が今回のような有志連合諸国によって調整される経済制裁であり、制裁に関与するか否かはそれぞれの国の判断に委ねられている。このためある物品なりサービスなりの制約を一定範囲の諸国が科したとしても抜け穴(circumvent)ができやすいのが自発的経済制裁の短所であるとされる²⁴。

23 level-k モデルは認知階層理論(cognitive hierarchy theory)の一種であり、同類の思考を階層的に重ねる思考回路を表したものの。相手は自分の手を何重に読んでくるのかという推論を想定したモデルであり、美人投票で誰が選出されるのかを言い当てる原理と市場で商品の価格が決定される原理が同類のものであることを着想したケインズに起点を有する。John Maynard Keynes, *The General Theory of Employment, Interest and Money* (Palgrave Macmillan, 1936), ch. 12.

24 ロシアがクリミア半島を編入した2014年、米国やEUは経済制裁を実施、日本も趣旨に同調し参加したものの、北方領土問題でロシアと建設的な交渉を狙う背景からか、たとえばエネルギー分野に関しては例外として扱うなどのグラデーションがあった。これにも国連による義務的な枠組みでなく有志連合的な参加国による自発的な経済制裁の限界という面がある。

もっとも、足並みを揃えることが難しいことを短所と見るか否かは視点次第という面もある。というのも、規範的に一律の経済制裁でないが故に、各国は時宜に応じて駆け引きを行う際のツールとして制裁の発動を選択でき、また、そのことから、互いが互いの手を読みながら駆け引きすることができるとも言えるからである。たとえば2016年末にロシアからのサイバー攻撃によって大統領選挙への介入があったとしてロシアの情報機関職員を国外追放するなどの独自制裁を科した一方で、ロシアは当時大統領候補であったドナルド・トランプ（Donald Trump）が政権を取った場合の経済制裁政策の転換に期待し、対抗措置を発動していない。こうした動きは経済制裁が「制裁」と言いながら制裁とは異なり、いわば駆け引きのツールとして柔軟に運用される可能性を見方によっては示唆する。制裁は殊更に「科す」側面ばかりが強調されがちであるが、その時々々の国情や国家間関係を反映して駆け引きのツールとなり得るのであり、働きかけの結果をより現実的に勝ち取るための動きとして、有志連合による経済制裁に期待すべき側面と見ることもできる。

（2）経済制裁の対象分野と合法性

少し具体的に見ると、経済制裁は、国際法の実定法の枠組みに従い①貿易、②投資、③金融という三つの分野における取組として考えられている。たとえば①貿易面での制裁は自由貿易を主眼とする多国間条約である『関税及び貿易に関する一般協定（GATT）』の原則に反するため、自由貿易の制約が例外的に認められることを規定する20条（公徳条項）や21条（安全保障条項）に該当する場合にのみ認められる。他方、②投資と③金融については多国間条約ではなく二国間の投資協定を各国がロシアとの間で締結し投資の促進を規定しており、そこでも仕組みとしては貿易と同じく例外規定が用意されている。このようにまずは実定法のうちでも関連条約（明文法）によって経済制裁を捉える枠組は用意されている。

これら条約における合法性が担保できない場合であっても、冒頭にみたとおり慣習国際法上の対抗措置として捉え合法性を確保することは可能である。ただしその場合は対抗措置発動の前提となる状況が問題となり、ロシアから直接の損害を被っていない国がいかなる意味で対抗措置を発動しうるのであるのか、厳密な法解釈が必要になる²⁵。

また、経済制裁の程度や範囲、その影響力の大きさや性質など、経済制裁の中身がどうあるべきかも問われる。直接的には武器供与や兵員の訓練を武力行使を伴う内政

25 この点を指摘した優れた解説として、山田卓平「対ロシア制裁をめぐる国際法上の論点」『国際法学会エキスパート・コメント』no. 2023-3（2023年）。

干渉とみなした国際司法裁判所の判例と同じ論理構成により、経済制裁もその内容やレベル（例えば武器や関連技術の禁輸の内容や程度）によって合法違法の判断は分かれるであろう²⁶。その意味で、人の国外追放という手段も、その程度や影響等によっては経済制裁の一つの形態であると言える。要するに紛争当事国のいずれかの利害に関わることの実質が判断されることになる。

(3) 被制裁国へのダメージと目的達成の切り分け

その場合、経済制裁の効果の有無と、それが狙いを定める行動変容の有無は切り分けて考える必要がある。ここをあやふやにしたまま経済制裁の「効く」「効かない」を論じると混乱の原因になってしまう。経済的には大きなダメージをもたらす意味では「効いた」としても、それでもなお武力侵攻は止められない、という意味で「効かなかった」ということも当然あり得る。そこには元々の経済力の充実ぶりも関係してこよう。一般的には経済的に締め上げるほど要求は通りやすいと考えられているとしても、戦略論の観点から見れば結論以上にそこでの攻め手と守り手の駆け引きやせめぎ合いこそ重要である。

ロシアは開戦前の段階において世界第11位の経済大国²⁷であり、対外債務が少なく²⁸、十分な外貨準備高(Foreign Exchange Reserve: FER)²⁹のある国とされる³⁰。天然ガスや石油をはじめとする各種天然資源の供給国であり、その意味では経済制裁に対して堅牢な国、ということが前提として言える。こうしたこともあり2014年のクリミア併合に対して課された経済制裁も十分な成果を挙げていないとされる³¹。

侵攻開始後、国連総会は第11期緊急特別会期を持ち、3月1日に「平和のための結集決議」を採択、ロシアに即時停戦(項目3)と即時の完全撤退(項目4)を求めている。ただしこの決議はそもそも国連総会決議であり、内容的にも経済制裁への具体的な言及はなく、また、間接的にさえ経済制裁を命ずる論理構成にはなっていないため、今

26 Military and Paramilitary Activities in and against Nicaragua (Nicaragua v. United States of America), Judgment (Merits), *ICJ Reports* (1986), p. 14.

27 なお、ロシアは軍事大国であっても経済大国ではない、との見方もある。これはロシアがデフォルトに陥ったとしても世界的な金融のシステム・リスク(債務不履行の連鎖)に陥る可能性は低い、と見る意味での規模感からの評価である。唐鎌大輔「ロシアのデフォルトは金融システムを揺るがすか ―各国のロシアとの貿易、ロシア向け与信を分析」『東洋経済 Online』(2022年3月4日)、<https://toyokeizai.net/articles/-/53631>。

28 開戦前の2021年の時点において3,817億ドルであった。

29 外貨準備とは為替介入のための資金のことであり、直接的には通貨危機すなわち自国通貨の下落局面において外貨で買い支えるための資産である。

30 世界銀行のデータによると、開戦前の2021年の段階でロシアの外貨準備は6,320億ドルであった。The World Bank, *Indicators*, <https://data.worldbank.org/indicator>.

31 Kiegan Barron, "The Annexation of Crimea and EU Sanctions: An Ineffective Response," *The Arbutus Review*, vol. 13, no. 1 (2022), pp. 120–131.

回の経済制裁は国際法上の義務に基づくものではない³²。実質的には米国が主導し、これに英仏独が中心的に参画する形で有志連合が構成され、特定個人の資産の凍結、特定個人の国際移動の禁止、最恵国待遇の停止、特定品目の関税引き上げ、貿易の規制（とりわけ半導体などハイテク製品のロシアへの輸出禁止）、SWIFTからのロシア除外、ロシアへの投資制限、中央銀行の準備金約3,000億ドル凍結、外交関係の制約（外交官の召還）、航空協定の停止（ロシアと制裁国間の民間航空機の運航の禁止）など多岐にわたる措置が実施された。

これらはいずれも自発的な経済制裁であり、全体としても項目毎にも諸国は参加不参加を選択しうる。その象徴的なものが生活基盤に関わる天然ガスであろう。ロシアはドイツをはじめとする欧州諸国へ大量に天然ガスを供給するための海底パイプライン「ノルド・ストリーム」を整備しており³³、開戦が2月という寒さ厳しい時期であったことも大きく影響して、当初ドイツは天然ガスをロシアから購入することを止めようとはしなかった。逆にロシアは2022年6月に天然ガスの供給量を6割削減し、同年7月にはさらに本来の供給量の8割を削減するなど圧力をかけることとなった。

戦略論の観点から見て、この点に関して事態がさらに複雑さを見せるのは、ロシアが天然ガスの輸出をむしろ「渋る」点であろう。ロシアがその原因として主張するのが、パイプラインを稼働させる際に必要となるタービンのメンテナンスである。具体的にはドイツのシーメンス社がカナダでノルド・ストリームのタービンのうち1基の修理を請け負った後にウクライナ侵攻とそれに伴う経済制裁が発動したためロシアに戻せなくなったとしている³⁴。

侵攻前の緊張感のなかで、如何にロシアの武力行使を阻止できるのかという意識が

32 UN General Assembly, Resolution adopted by the General Assembly on 2 March 2022, Eleventh emergency special session, Agenda item 5, Letter dated 28 February 2014 from the Permanent Representative of Ukraine to the United Nations addressed to the President of the Security Council (S/2014/136), A/RES/ES-11/1 (March 18, 2022). 「ロシアに即時停戦を要求する (demands ... immediately cease its use of force)」(項目3)、「国際的に承認された国境の内側にあるウクライナ領からのロシア軍の即時の完全かつ無条件の撤退をロシアに求める (demands ... immediately, completely and unconditionally withdraw all of its military forces from the territory of Ukraine within its internationally recognized borders)」(項目4)。いずれも筆者による邦訳。

33 ノルド・ストリームには1と2があり、いずれもロシアとドイツをバルト海の海底パイプラインで接続するもの。欧州への天然ガス供給をウクライナとベラルーシを経由せずを実現するために構想された。ドイツは脱原発を主要政策として掲げており、天然ガスのロシアからの供給にはその代替エネルギーとして重視されてきたが、2011年から稼働中の1に対し、2021年9月に完成した2についてはロシアのウクライナ侵攻を受けて計画停止となっていた。

34 同じく、爆破事件についても疑念が錯綜している。米軍のダイバーが爆破に関与したことを「消息筋」からの情報として報じる著名なジャーナリストなどもあり、いずれの勢力が事態の段階をどう捉え、如何なる思惑で動いたのかを巡る情報は未だに不確かである（2023年7月時点）。

高まりを見せた際³⁵、ウクライナ側に立つものと見られてきた米国のバイデン大統領は武力介入自体を試みることはしないことを発言し、そのことが様々な憶測を呼ぶとともに、経済制裁によってロシアの武力侵攻を果たして抑止できるものかという点に専門家の注目は集まった。その際に、バイデン自身が経済制裁の即効性や直接的効果についてはそもそも狙っていない旨を発言していたこと自体についてはほとんど論じられていない³⁶。

2. 経済制裁とコミットメント術

(1) 経済制裁の要求は明確か

経済制裁の狙いは本来的には懲罰や報復を本質とするとしても、実質的には何らかの行動変容や行動阻止を迫るものとして意識されていることは少なくない。ではそのための工夫は整えられているか。この点、強制外交には少なくとも要求の明示が必要であることを端的に示す優れた分類論がある。アレクサンダー・ジョージ (Alexander George) は強制外交には4種の形態があり、すなわち「最後通牒 (ultimatum)」「黙示の最後通牒 (tacit ultimatum)」「打診 (try-and-see)」「漸次的圧力 (gradual turning of the screw)」であると整理している³⁷。ここで「最後通牒」は①行動変容の内容、②期限、③懲罰設定という3つの要素からなるのに対し、「黙示の最後通牒」は②期限を明示しない。「打診」は①行動変容の内容のみの伝達を意味し、「漸次的圧力」は「打診」と同じながらも③を加圧的に徐々に加える行為とされる。この4つの分類のいずれにおいても少なくとも①行動変容の内容は明確に意識したうえで標的に対し何らかの形で表現・伝達することとなり、例えばこうした枠組を経済制裁についても意識することで、「効く」「効かない」の要素を洗い出すことにつながるであろう。

被制裁国は経済制裁の予告 (コミットメント) を受け、仮にその経済制裁の回避のため要求を受け入れようとしたとして、何をすれば経済制裁が解除されるのか、とい

35 侵攻直前の2022年2月20日に米国のバイデン大統領とウクライナのゼレンスキー大統領は約50分の電話会談を行い、ウクライナ国境付近に展開するロシア軍を抑止することの重要性を認識することで意見を一致させたこととされる。“Biden, Zelenskiy Pursue ‘Diplomacy and Deterrence’ in Ukraine Crisis,” Agence France-Presse (AFP) (Feb 14, 2022).

36 Jeremy Herb and Phil Mattingly, “How significant are the US sanctions on Russia?” *CNN politics* (Feb 25, 2022). バイデンは米国が予告し主導する経済制裁について「(経済)制裁によって(ロシアを)抑止できると考えた者など誰一人いない (no one expected the sanctions to prevent anything from happening)」とし、「(この経済制裁は)時間を要する (this is going to take time)」とも述べている。

37 Alexander George, *Forceful Persuasion: Coercive Diplomacy as an Alternative to War* (US Institute of Peace Press, 1991).

う指針がなければ、経済制裁が効いていたとしても被制裁国の動きには反映されないことになる³⁸。つまり経済制裁が「効く」「効かない」という話は、それが経済制裁としての形を満たしていないが故に「効かない」と評価されることも(往々にして)ありうる、という意識が重要である。

被制裁国であるロシアは、自身に求められる行動変容の内容をしっかりと理解できているか。またそのような警告ないし行動変容の具体的内容を伝えられる形の働きかけになっているか。

(2) コミットメント術なき制裁と迷走

この点、ロシアのウクライナ侵攻に関し、求められる行動変容がロシアとウクライナの間で相互に食い違い、また、時間経過と共に変化し、両者間に認識の齟齬も生じ、実質的に共有されていなかった可能性さえある。このことを浮き彫りにするのが、米国の元国務長官ヘンリー・キッシンジャー (Henry Kissinger) の発言をめぐる関係各所の反応であろう³⁹。キッシンジャーは2022年5月に開催された世界経済フォーラム年次総会(ダボス会議)において「理想的には(ロシアとウクライナの)分割線は戦争前の原状に戻すべきだ」と述べている⁴⁰。これは2月24日の開戦前の原状のことを指し、すなわち2014年のクリミア併合に関しては触れていない。さらに同年12月には「私はウクライナへのロシアの侵攻を阻止すべく取り組んだ同盟への支持を繰り返して表明してきた。だが既になされた戦略的変更の上に交渉を通じた平和の追求に向けた新たな仕組みを模索すべき時は近づいている」とも述べている⁴¹。

これらはウクライナや経済制裁を科す側の有志連合の公式な見解ではなく、あくまでキッシンジャーの観点という一つの考え方の例に過ぎない。しかし彼は休戦ないし停戦の落としどころを探る趣旨で①行動変容の内容については現状(交渉着手時における実効支配のライン)を、②期限については「近づいている」として敢えて不明瞭に、

38 米国による経済制裁の歴史の中で、被制裁国との対話を通じた要求の明示や伝達・意見交換がおよそ実施されてこなかったことの問題を指摘するものとして、Richard Hanania, "Ineffective, Immoral, Politically Convenient: America's Overreliance on Economic Sanctions and What to Do about It," *Policy Analysis*, no. 884 (2020), p. 10.

39 "UKRAINE: Kissinger Calls for Negotiated Peace in Ukraine, Kyiv Dismisses Proposal," Reuters, December 18, 2022; なお、ロシアのウクライナ侵攻に関して積極的に停戦交渉を提案するキッシンジャーは、共和党政権のニクソン大統領とフォード大統領の下で国務長官を務めた当時、泥沼化していたベトナム戦争の早期終戦に向けた平和的な交渉を期待されてノーベル平和賞を一旦受賞しているものの、その後、彼が企図していた形とは異なるかっこうで米国は「敗戦」し、ノーベル平和賞の辞退(返納)を試みている。

40 Dan Bilefsky, "Kissinger suggests that Ukraine give up territory to Russia, drawing a backlash," *The New York Times* (May 24, 2022), <https://www.nytimes.com/2022/05/25/world/europe/henry-kissinger-ukraine-russia-davos.html>.

41 Henry Kissinger, "How to avoid another world war," *The Spectator* (December 17, 2022), <https://www.spectator.co.uk/article/the-push-for-peace/>.

③懲罰設定については意図的に触れていない。特に③について彼はロシアとウクライナの両者のいずれに正当性があるのかという点について中立をとり、すなわちロシアの侵攻を阻止すべき立場で一貫して発言してきたことを述べつつも戦争が長引くことが死傷者や被害を一層甚大なものとすることを強調することで紛争の和解的解消を追求すべきことを提案している。

こうした各種内容を見ると、2月24日の開戦前に戻すことを追求するのか、それとも2014年のクリミア併合までリセットするラインを追求するのかで、当事者間に考え方のギャップが存在したことが分かる⁴²。それらをいつ実現するのかについても、散々に戦った後に休戦を狙うのか、それとも③懲罰を加圧的に増しながら（ある種曖昧な内容の）譲歩を追求するという形自体の成立を目指すのか、当事者間の頭揃えができていないことが見えてくる。上記キッシンジャーの12月の提言が発表された英国の『スペクテイター』誌の記事に対しウクライナは痛烈にこれを批判する立場を明らかにしており⁴³、すなわちウクライナから見てロシアが開戦前の原状に分割線を戻すというような提案を受け入れるはずもなく、現実離れであるとして、ウクライナ自身が経済制裁なり戦闘継続のターゲット設定を固辞していることになる。

経済制裁は万能薬ではないとして批判的に構える旨の議論があるが⁴⁴、最も原初的なことと言えば、コミットメント術（予告を通じた要求の明示）を欠いた経済制裁の予告では、万能薬どころか何一つ効果を発揮しえない可能性さえあると言うべきであろう。

3. 戦略論から見たツールとしての経済制裁

冒頭で概略的に確認したように、経済制裁に関する先行研究の大きな流れは、基本

42 そしてゼレンスキーは2022年8月には「すべてはクリミアに始まりクリミアに終わる」という不明確ながらもクリミア奪還の意図を匂わせる発言を行っており、翌2023年1月のダボス会議においても「我々の目的は領土のすべてを解放することである」「クリミアは我々の領土だ」と発言している。2023年4月になると、その戦争目標に2014年に失ったクリミアの奪還を含めるとする立場を改めて明確にし、さらに同6月にはゼレンスキーは再びこのことを明言した。この場合の戦争が自衛権行使の範疇に収まるものであるのかについては、国際法学の側面からも極めて深刻な論点となり、さらに言えばそのようなウクライナを支持し支援する我が国としての国際法解釈についても関心が及ぶであろう。“Ukraine unveils plan for recaptured Crimea – but West ‘reluctant’ to help,” *France 24* (April 4, 2023) (original in French).

43 Victor Rud, “Why Kissinger is Wrong About Ukraine: Kissinger’s views consistently focused on preserving Russia at expense of Ukrainian interests,” *Kyiv Post: Ukraine’s Global Voice* (December 22, 2022), <https://www.kyivpost.com/post/5961>.

44 神保謙、鈴木一人、細谷雄一「ロシアを抑止できなかった根因と経済制裁の限界」『API 地経学ブリーフィング』アジア・パシフィック・イニシアティブ (2022年7月4日)、<https://apinitiative.org/2022/07/04/38536>.

的には制裁が被制裁国に与えるダメージの効果を多角的に見定める方向で発展してきた。他方、彼我の駆け引きに関する目線はこれまでのところ十分に展開されてきてはいない。

この点、戦略論の問題関心に応えるような研究成果が経済制裁に関して出始めている。デービッド・レクツィアン (David Lektzian) らの研究は、経済制裁が制裁国の被制裁国に対する敵対的意図を伝えるツールとして機能しうる点 (シグナリング) に注目し、経済制裁を発動した後にむしろ武力紛争が生じる傾向のあることを実証している⁴⁵。

(1) フォーカル・ポイント論：「継戦能力」論と短期決戦阻止をめぐる

抽象的には、抑止は彼我の意図と能力を前提とする損得勘定 (cost-benefit calculation) の結果として成否が決まるとされてきた。これはいわゆる拒否的抑止 (deterrence by denial) と呼ばれる抑止の分類においてであり、軍事的威嚇を軸に据えた中での損得勘定である⁴⁶。

この点を捉えてか、「経済制裁がロシアに対してどれだけの損失を生み出すのかというメッセージが十分伝われば抑止効果があったかもしれません」と述べ、すなわち経済制裁がもたらす損失によって戦争を止め得るとする立場がある⁴⁷。このような立場は根拠を明確にしないのであるが、危機の段階にあっては既に戦争以外にウクライナを占領支配する方法がないと判断しているであろう相手に対し、経済的な損失を的確に予告すれば武力侵攻を手控えるであろうとする見方のようにも読める⁴⁸。軍事的な裏付

45 ゲーム理論でいうところのコストリー・シグナル (制裁は被制裁国だけでなく制裁国にもコストがかかるため、その先払いにより対立の意図の確実性を伝えることになる) として経済制裁を捉える議論。David Lektzian and Christopher Sprecher, "Sanctions, Signals, and Militarized Conflict," *American Journal of Political Science*, vol. 51 no. 2 (2007), pp. 415–431.

46 なお、ここでは拒否的抑止のみ言及する形をとるが、懲罰的抑止においては軍事的威嚇を軸に据えた損得勘定の要素はありつつも、危機の段階においては損得勘定よりも懲罰実施の信憑性 (credibility) が問題になる。懲罰には論理的には様々なものがありうるが、歴史的には冷戦期に発展し実践されてきた理論ということもあり、核攻撃 (特に核を用いた報復攻撃) が実質的に唯一の懲罰として注目されてきた。経済制裁も懲罰たりうるが、特に危機の段階 (軍事に限らずより幅広い国益とコストの損得勘定を経て軍事侵攻を一旦決した段階) においては侵攻を直接止める力として機能することが実証されてきていない以上、本稿での議論に含ませて論じることは不要であり、過度な分類論に拘泥することはしない。懲罰実施の信憑性の問題については、損得勘定のなかで侵攻に伴い攻勢側が見通すコストを防御側が高める意味での勘定 (そこに確率論も含ませる) として整理する立場があり、その意味では拒否的抑止も懲罰的抑止も広義の損得勘定として理解することは可能である。Glenn Snyder, *Deterrence by Denial and Punishment* (Princeton, 1959), pp. 46, 38; Patric Morgan, *Deterrence: A Conceptual Analysis*, 2nd ed., (Sage Publications, 1983), p. 32; Paul Huth and Bruce Russett, "Deterrence Failure and Crisis Escalation," *International Studies Quarterly*, vol. 32 no. 1 (1988), p. 42.

47 鼎談中の鈴木一人の発言 (前掲注 43) 参照。

48 この点については、フィアロンが包括的に戦争発生の局面を分類把握する際、その筆頭に非合理 (irrational) な意思決定の厳然たる存在を示していることを軽視すべきではない。James Fearon, "Rationalist Explanations for War," *International Organization*, vol. 49, no. 3, 1995, pp. 379–414.

けをはじめとする各種要素次第ではあるが、冒頭に見た通り、先行研究には経済制裁による経済的ダメージが軍事侵攻を止め得ることを明確にした実証研究はない。先行研究では、危機の段階において、武力侵攻の成功見込の軸の中での利得と損失の差し引きで抑止が議論されてきており、つまりは攻め手から見た守り手に対する脅威認識が重要と考えられてきたため、経済制裁の効果以上にその想定する状況におけるとりわけ軍事的な脅威見積に対する分析が重要である⁴⁹。経済的な損得勘定は侵攻の意図を決するまでの平時の駆け引きの文脈、すなわち一般的抑止の段階での機能が議論されてきた。

なお、抑止は予告された懲罰や戦闘の見通しに基づく働きかけであり、つまり相手国に抑制を迫る時点において実体的な攻撃や損害を生じさせていないのに対し、強要の場合は防御側から見れば強要を受ける国が既に何らかの動きを行っている状態を変更させようとする圧力であり、武力行使を通じて継戦能力そのものが物理的に削がれた結果との仕分けは現実的にあやふやになってくる。その場合、一般的に被制裁国の経済や国民生活の質といった抽象的な国力以上に、より軍事的に具体的な因子（航空機やミサイル等の製造や制御に必要な半導体や関連資源等の確保）への働きかけを意識して経済制裁を見ることが重要となる。

また、「継戦能力」という言及の仕方で軍事力に直接関連する物資に関する経済制裁の有効性を述べる議論もある⁵⁰。経済制裁が武力による威嚇とは質的に異なることを強調する意味では重要な指摘であるものの、戦略論の立場からはこうした「継戦能力」に関しても駆け引きの連鎖を重視して次のように考える。ロシアが代替的に資源を手配することもあれば、特定のアセットを前提とする戦い方が難しければ別の方法が企図されることもある。いわゆるイタチごっこをまず想定した上で、それでも経済制裁の方式が抜けなく圧倒的であり、仕掛ける側の思惑の通りに事が進むというようなことが見込めるのであれば、そこで初めて「継戦能力」云々は議論されるべきであろう。また、用心を重ねるならば、通常兵器の戦いで苦戦を強いられることで、核戦争へのエスカレーションも十分あり得ることを想定し警戒するのが戦略論の目線である。そ

49 Glenn Snyder, "Deterrence and power," *The Journal of Conflict Resolution*, vol. 4, no. 2 (1960), pp.163-178.
50 鼎談中の鈴木一人の発言（前掲注43）。

の際、フォーカル・ポイントを探る意識（いわゆる「限定戦争」論）が重要である⁵¹。

また、短期決着できるものとロシアが見誤ったことが抑止失敗の原因であるとする議論もあるが、なぜ見誤るのかを戦略論は重視し、次のように考える。（支援国も含めた）ウクライナ側は経済制裁をちらつかせることで「短期決戦はさせない」ことを発信できていたものの、ロシアはその信憑性を探るわけである。平たく言えば、守り手側としては、圧倒的な撃退はそもそも想定しておらず、したがって戦争の長期化を狙う。攻め手としては経済制裁のダメージを局限すべく短期決戦と行動の正当化と速やかな沈静化を狙うのが最善の手ということになる。しかし守り手は長期戦に持ち込む自信があるからこそ経済制裁を予告しているはずであり、ということは軍事的な備えも充実しているに違いない、という互いを読みあう駆け引きのスパイラルが生じる。ロシアの意思決定はこの思考過程を経ている可能性がある、という点に駆け引きの連鎖が生じるであろうことに注目するのである。つまり戦略論の発想からは、危機の段階において経済制裁の予告はそれそのものとしての威嚇を構成できないとしても、シグナリングの機能はむしろ駆け引きを生じさせるに十分である。ウクライナ側からの敵対的シグナリングとしての経済制裁の予告がウクライナ側には十分な軍事的備えのあることをフォーカル・ポイントとしてロシアに意識させ、しかしそうであればこそロシアはその点を確認する意識を働かせ、結果的に十分な備えがないものと判断したことが戦略論の観点からは意識される⁵²。

（2）抑止する側とされる側

既にみたように、抑止や強要は威嚇によって成るとするのは今や戦略論の常識にさえなっている。というより、概念的には抑止と強要からなる強制外交は軍事力による威嚇または行使として定義されてきた。つまりどのような形であれ、軍事力を用いる（威

51 フォーカル・ポイントについては、「論点」などと邦訳したのではその語義が伝わりにくい面がある。本稿が繰り返し強調するだけでなく、一部の専門家からは戦略の重要要素として注目されつつも可視化が困難であり、したがって十分に科学的な理解がなされてこなかったという一般的状況がある。この点シェリングは人が特定の物事に関して互いに連絡調整せずとも（形式的な連絡だけでなく、要するに互いの真意が読み取れないときなどに）一定の相場観を合致させる推定能力があることを単純な実験を通じて把握している。例えば人は1,000や20,000といった端数のない区切りの良い数字や、777や99といった縁起や宗教に関係しそうな数字（が例えば目立つため）に直感的に目安を置くことがあり、他の人もそうするであろうという相場観を頼りに頭揃えの駆け引きを成立させることができる（もちろん絶対ではないにせよ）できることが分かっている。このフォーカル・ポイントは「シェリング・ポイント」や「突出点」などと呼ばれることもあるが、こうした専門的な語義が伝わらないため原語のまま言及されることが多い。安全保障分野では決定的に必要な概念であり、それゆえ本稿冒頭に示したとおり戦略論の本質に関わる概念であると筆者などは考えるものの、シェリングがノーベル経済学賞を受賞し、その核戦争の着手と躊躇の文脈での重要性に触れる議論をしているにも関わらず、学界状況としては未だ十分に普及していない。Schelling, *The Strategy of Conflict*, p. 57.

52 ロシアがFSBにウクライナの開戦直前の民意を調べさせ、ゼレンスキー政権が支持されていないことを地域差も踏まえて作戦立案に加味した可能性を指摘するものとして、Nick Reynolds and Jack Watling, "Ukraine Through Russia's Eyes," *RUSI Commentary* (February 25, 2022).

嚇または実力行使) ことをエッセンスとしてきた⁵³。

この点、実験政治学の分野には威嚇が必ずしも抑止という結果のみを導き得るものではないことを認知論的に実証する研究も見られるようになってきている。マリカ・ランドウエルズ (Marika Landau-Wells) によると、威嚇はそれをかける側の意図とは別に、受け手において①生命身体への危害、②財や地位の喪失、③病気感染や価値毀損、という大きく三種類の受け止め方に分類される⁵⁴。つまり威嚇は怖れを生み出すもの、というステレオタイプを破る研究である。この基礎研究を応用するならば、ロシアがウクライナに侵攻したのはウクライナからの威嚇が足りなかったからだ、とする見方に対し、威嚇がこのうち「生命身体への危害」としてロシアに深刻に受け止められていたのか否かという次元での考察を求めることになる。すなわち、ロシアにとって本音でウクライナが「本来ロシアのもの」というような認識があるとすれば、現在の国境によらず、ウクライナ側からの威嚇は②財や地位の喪失の脅威として構成され、そこへの反応 (response) は「保護 (protection)」、つまり威嚇から逃げ出すのではなく対抗することが相当ということになる⁵⁵。こうした視野を新たな基礎研究は開いてくれる。つまるところ、ウクライナ側に立って物事を見ることに終始するのではなく、ロシアの側に立ち、いかなる反応が自然と言えるのか、という点を見るわけである。無論、ロシアの立場に譲歩せよ、というのではない。戦略論が大切に相互作用の連鎖を見る上では、こうした科学的視野も重要になってくる。

ウクライナへの「侵攻」により、ロシアは国際社会全体を敵に回している⁵⁶。2022年2月末の「開戦」から一年半を過ぎて尚 (2023年8月現在。)、戦局は幾度かの重要局面を辿りつつ、いまだに終戦の兆しは見えない。クラウゼヴィッツが指摘したよう

53 代表的なものとして例えば次を参照。Thomas Schelling, *Arms and Influence* (Yale University Press, 1966); Robert Jervis and Patrick Cronin, *The United States and Coercive Diplomacy* (US Institute of Peace Press, 2003)。

54 厳密には3つの独立した認知システム。択一ではなく、3軸それぞれに脅威の程度が認知される。例えば核兵器による威嚇の場合、生命身体に対する脅威として認知する度合いが最も強く、財貨や地位の喪失に対する脅威として認知する程度などは押しなべて低い。同じく、例えば移民に対する脅威については生命身体に対する脅威としての認知は低く、感染の脅威としての認知が高い。これらは受け手の心理学上の性質を表す構成概念 (constructs) によっても認知に違いが出るのが明らかにされている。Marika Landau-Wells, "Old Solutions to New Problems: An Introduction to Threat-Heuristic Theory," *working paper* (June 18, 2018 version), pp. 16–21。

55 また、プロスペクト理論に照らせば喪失局面で人はハイリスク・ハイリターンを狙う傾向があることもよく知られており、同じ方向性の反応が異なる理論から支持されている形になっているとも言える。Daniel Kahneman and Amos Tversky, "Prospect Theory: An Analysis of Decision under Risk," *Econometrica*, vol. 47, no. 2 (1979), pp. 263–292。

56 ベラルーシや中国及びベトナムなど、一部の諸国 (各種決議や制裁への参加を求める意思決定に対する不支持や棄権を選択する国) を除き、ロシアは国際社会の大勢からは距離を置かれ、実質的に孤立している。この点、日本政府は早い段階でロシアの行動を「侵略 (invasion)」として捉え、国際法上禁止されている行為に該当するとの立場を明確にしている。

に戦争を政治の延長として位置づける立場⁵⁷をとるならば、戦争は軍事的決闘ではなく何らかの政治的動機に基づいていることになる。したがってその動機を正しく読み解き、戦争当事者間の要求を上手に調整することができれば、戦争を防ぐことも中止することも理屈の上では可能ということになる⁵⁸。この説に立てば、今それができていないことになる。経済制裁はこの点、つまり紛争の根元に働きかけることはできない。あくまで対症療法的に、間接強制的に、ロシアの意図を挫く試みである。ロシアの説得を図ることができなければ、力で押さえつけることしか手は残されていない。

むすびにかえて：経済制裁を有効に機能させるために

以上をまとめ、今後の研究課題を付言してむすびにかえる。経済制裁は抑止と異なり軍事的威嚇を基本的には構成しない。危機の段階において経済的なコスト賦課により侵攻を思い止まらせ得ることを立証した研究は未だ存在しない。「継戦能力」云々についても、半導体であろうと何であろうと、足りない部品や資源についてはむしろ各種の代替策が模索される契機となることを戦略論は警戒する。

また、経済制裁は要求や解除要件を明示しなければ機能しえない。求める行動変容は抽象的であっては足りず、したがって撤退にせよ休戦にせよ、いかなる具体的条件と時期を想定して要求するのが重要である。ウクライナはクリミアの奪還まで停戦交渉に応じない構えを後に見せるなど、その態度自体も変化し、経済制裁が機能するための要件を欠いている。また、制裁は荷重を増す方向のみならず解除や軽減をうまく組み合わせる対象国の意識を巧みに揺さぶることが肝要である。無論、ずるずると妥協せよというのではない。圧力を継続しつつも振り上げた拳を降ろす先を適宜用意しなければ、せっかくの圧力も機能しない。この当たり前のことがウクライナにはできておらず、国連をはじめとする国際機関も周旋の役を果たせていない。

今回の経済制裁の予告は、短期決戦をさせないという構えのシグナリングには成功したものの、ロシアは逆にそこに正面から挑戦してきた。経済制裁の予告にはそれ自体有力なシグナリングとしてフォーカス・ポイント形成の機能が大きい期待できる一方、その裏付けをなす軍事的備えがなければ、むしろ相手を挑発することになりかねない。経済制裁はその意味で使い方によっては戦略論上誤解を誘いやすく極めて危険

57 道下徳成『現代戦略論—戦争は政治の手段か』（勁草書房、2000年）。

58 戦争当事者間の要求を調整する、という発想を数理モデルで整理したものとして Fearon, "Rationalist Explanations for War" を参照。

である。危機の段階であれば尚更、不用意に経済制裁の予告を発するべきではない。

本稿は戦略論の立場からの推論を示したものであるが、今後はこれを何らかの方法で実証的に示す手法の開発と実践が課題となる。

(航空自衛隊)

[付記] 本稿の執筆にあたっては、様々な研究者からの助言を得た。特に光辻克馬・航空自衛隊幹部学校客員研究員からは、その世界水準のご学識に基づく諸論文から学ばせて頂いたのみならず、私的な勉強会などでのざっくばらんな会話を通じ、この分野の門外漢であった筆者の率直な問題意識や粗削りな着想を学術研究として昇華させる上で、珠玉のご助言を数多頂戴した。偉ぶらず、考えることを日々実践なさるお姿に、研究者であることの意味そのものを学んだ。光辻氏との接点無くして本稿は日の目を見ることがなかった。

また、中途採用の幹部自衛官である筆者は、危険と背中合わせの緊張感と重い責任の中で任務と向き合う数多くの現役自衛官の同僚との対話から、戦略論の本質を筆者なりに見定める上で決定的な影響を受けた。平和を希求し、敵の武力行使を阻止することを最後の最後まで諦めない姿勢こそが、冷静かつ客観的に抑止のための知恵を探る執念となり、その先に抑止の成立があることを知ったことが本稿を執筆する強い動機となっている。

その他、様々な場面でお世話をくださった方々については個別にお名前を挙げることは控えるが、深く謝意を表する。無論、ここに書かれたことの責任の全ては筆者個人にある。